

大和市告示第145号

大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱を次のように定める。

令和5年8月29日

大和市長 古谷田 力

大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び物価の高騰の影響を受けている障がい福祉施設等を支援するため、予算の範囲内において障がい福祉施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付する事業に関し、大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 令和5年7月1日以前に、市内に存する障がい福祉施設等(別表第1中欄に掲げる施設又は事業所をいう。以下同じ。)の運営に係る指定等を神奈川県又は本市から受けていること。
- (2) 第4条第1項の規定による申請(以下「申請」という。)の時点において障がい福祉施設等を運営しており、少なくとも令和5年9月30日までの間、事業の廃止又は休止(神奈川県又は本市への届出を行わない場合を含む。)をせず、その運営を継続する予定であること。

2 前項の規定にかかわらず、障がい福祉施設等と同一の建物において大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱(令和5年大和市告示第 号)の対象となる施設又は事業所を運営している場合は、補助の対象としない。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

(交付の申請)

第4条 申請者は、大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請者が、市内で複数の障がい福祉施設等を運営しているときは、当該障がい福祉施設等の申請を一括して行うものとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、その結果を大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書又は大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第6条 大和市補助金交付規則第6条第2項に規定する条件は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰を理由とした利用者負担額の引上げ等当該障がい福祉施設等の利用者への影響を極力少なくするよう努めることとする。

(請求及び交付)

第7条 補助事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金交付請求書により市長に請求するものとする。この場合において、市長は、速やかに支援金を交付するものとする。

(変更の申請)

第8条 第4条から前条までの規定は、申請内容に変更があった場合（金額の変更を伴う場合に限る。）について準用する。

(届出事項)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所、名称又は代表者の氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき（金額の変更を伴う場合を除く。）。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請がされた支援金については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分	対象となる施設又は事業所	支援金の額
1 入所・居住系事業所	障害者支援施設並びに短期入所（病院又は診療所において実施する医療型短期入所を除く。）及び共同生活援助を行う事業所	令和 5 年 7 月 1 日における当該施設又は事業所の定員数に 14,000 円を乗じて得た額
2 通所系事業所	地域活動支援センター並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び大和市日中一時支援事業の実施に関する規則（平成 18 年大和市規則第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する日中一時支援事業を行う事業所（前項の障害者支援施設で実施するものを除く。）	1 施設又は 1 事業所（同一の建物において左欄に規定する施設又は事業を複数運営している場合は、1 事業所として取り扱う。）当たり 60,000 円
3 訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、移動支援事業、保育所等訪問支援、障害児相談支援及び大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則（平成 19 年大和市規則第 38 号）第 2 条に規定する訪問入浴サービスを行う事業所並びに大和市福祉車両利用助成事業実施要綱（平成 21 年大和市告示第 94 号）第 3 条第 2 項の規定により本市と協定を締結し福祉車両の運行を行う事業所	1 事業所（同一の建物において左欄に規定する事業を複数運営している場合は、1 事業所として取り扱う。）当たり 40,000 円

備考 この表において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において使用する用語の例による。

別表第 2（第 10 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書	第 4 条
第 2 号様式	事業所・施設別申請額一覧	第 4 条
第 3 号様式	大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書	第 5 条
第 4 号様式	大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書	第 5 条
第 5 号様式	大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金交付請求書	第 7 条